

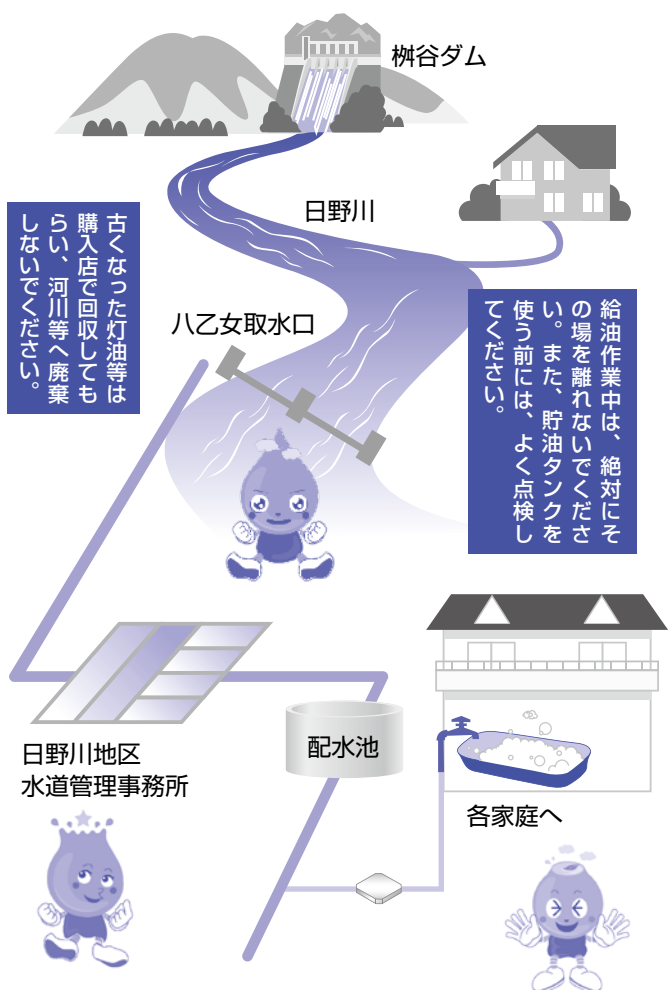
# 日野川に油類を流さないよう ご協力をお願いします！

日野川地区水道管理事務所では、日野川（八乙女取水口）から河川水を取水し、最新設備により水道水をつくり、南越前町をはじめとした3市2町に供給しています。冬季になると、暖房で灯油などを使用する機会が増えますので、油類の漏洩や廃棄等には特に注意してください。油類が流入すると浄水処理に大きな負担がかかります。日野川の水をきれいに保つよう、ご協力をお願いします。

また、誤って油などが川へ流れた場合、または流れているのを見つけた場合は、当管理事務所まで連絡してください。

**問合せ** 福井県日野川地区水道管理事務所 TEL210301(24時間常駐)

## 日野川流域の美しい自然をいつまでも守りましょう！



# 町内小・中学校通学区区域制度弾力的運用

児童・生徒が就学する小・中学校は、町教育委員会で定めた通学区域に基づき就学を指定しています。

しかし、特別な事情があり、指定された小・中学校への就学が困難な場合、教育委員会へ申請すると、就学の変更が認められることがあります。就学の変更の許可事由は次のとおりです。

なお、申請時期は次の変更事由が発生する時で、内容により別に定める書類を提出してもらう場合があります。

### 1、転居による場合

①現に通学している学校に引き続き通学を希望するとき。

②近い将来、転居することが確実なため、あらかじめ転居先の学校への通学を希望するとき。

③住居の建て替え等により一時的に転居し、引き続き前学校に通学を希望するとき。

### 2、家庭環境による場合

①自営業等で店舗等の方が生活の本拠地となっている場合で、その店舗等のある住所地の就学学校への通学を希望するとき。

②共働き家庭、ひとり親家庭等の理由により、児童・生徒がいったん親類、知人宅等に下校する場合で、その親類、知人宅等のある住所地の就学学校へ通学を希望するとき。

③共働き家庭、ひとり親家庭等の理由により、保護者の勤務地の

ある住所地の就学学校への通学を希望するとき。

### 3、教育的配慮による場合

児童・生徒が義務教育を円滑に受けるために特に配慮する必要があると教育委員会が認めるとき。

### 4、その他

①健康上の理由により、学校を変更する方が望ましいことが医師の診断書で明らかとなるとき。

②兄および姉が通学している学校への入学を希望するとき。

③就学学校の変更により通学していた小学校を卒業した児童が、当該小学校の卒業生が通学する中学校への進学を希望するとき。

※通学については、保護者が責任をもって送迎することになります。

### 問合せ

教育委員会 ☎4718005